

**自治会・町内会等の法人化について**  
**（認可地縁団体設立の手引き）**

**令和5年4月**

**成田市市民生活部市民協働課**

## 目 次

第1章 制度の概要	1
1. 地縁による団体とは	1
2. 地縁による団体の法的位置付けと目的	1
第2章 認可申請手続き	2
1. 申請できる団体とは	2
2. 認可の要件	2
(1) 目的	2
(2) 区域	2
(3) 構成員	3
(4) 規約	3
3. 地縁団体の認可までの手続きの流れ	5
4. 認可申請時の提出書類	6
(1) 認可申請書（様式1）	6
(2) 規約	6
(3) 総会議事録	6
(4) 構成員名簿	6
(5) 前年度事業報告書	6
(6) 代表者の就任承諾書	6
(7) 代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無の確認書	6
(8) 区域図	6
5. 認可・告示	6
6. 不認可の決定に対する異議申立て	7
第3章 認可後の地縁団体	8
1. 認可地縁団体の性質	8
2. 地方自治法の規定による運営・取扱い	9
(1) 団体の独立性【法第260条の2第6項】	9
(2) 構成員について【法第260条の2第7項～8項】	9
(3) 政治的中立【法第260条の2第9項】	9
(4) 代表者の行為についての損害賠償責任【法第260条の2第15項】	9

(5) 財産目録の作成【法第 260 条の 4】 .....	9
(6) 構成員名簿の更新【法第 260 条の 4 第 2 項】 .....	9
(7) 総会について【法第 260 条の 13～法第 260 条の 19】 .....	9
(8) 代表者について【法第 260 条の 5～法第 260 条の 10】 .....	9
(9) 総会の開催省略について【法第 260 条の 19 の 2】 .....	10
3. 税制上の取扱い .....	11
(1) 法人の設立届 .....	11
(2) 認可地縁団体への課税 .....	11
(3) 税に関する問い合わせ .....	12
4. 変更の手続き .....	13
(1) 規約の変更手続き .....	13
(2) 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き .....	13
5. 不動産登記について .....	15
6. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例 .....	16
(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは .....	16
(2) 申請の要件 .....	16
(3) 手続きの流れ .....	17
(4) 申請時の提出書類等 .....	18
(5) 公告 .....	19
(6) 異議 .....	19
(7) 異議が無かった場合の手続き .....	20
(8) 不動産登記の留意事項 .....	20
7. 認可地縁団体の印鑑登録 .....	21
(1) 印鑑登録の申請者 .....	21
(2) 印鑑登録の申請手続き .....	21
(3) 印鑑登録廃止の申請手続き .....	22
8. 各種証明書等の発行 .....	23
(1) 告示事項証明書 .....	23
(2) 印鑑登録証明書の発行 .....	23
(3) 不動産登記の特例に係る公告結果の情報提供 .....	23

第4章	他の認可地縁団体との合併	24
1.	認可地縁団体同士の合併	24
2.	総会の決議	24
3.	認可の申請	24
(1)	合併後の認可地縁団体の規約	24
(2)	認可申請について各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類	25
(3)	合併後の認可地縁団体の構成員の名簿	25
(4)	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類	25
(5)	合併しようとする各認可地縁団体の規約	25
(6)	申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類	25
(7)	区域図	25
4.	合併後の地縁団体の認可	26
5.	合併に係る債権者保護手続（地方自治法260条の40～41）	26
6.	債権者保護手続終了の届出	26
7.	合併の告示	26
第5章	認可の取り消しと解散	29
1.	認可の取り消し	29
2.	認可地縁団体の解散	29
第6章	各種様式等の作成例	30
1.	認可申請時の各種様式等の作成例	30
(1)	認可申請書（様式1）の作成例	30
(2)	総会議事録の作成例（認可申請時）	31
(3)	保有財産目録（様式2）の作成例	32
(4)	保有資産目録の記載要領	33
(5)	保有予定資産目録（様式3）の作成例	34
(6)	保有予定資産目録の記載要領	35
(7)	承諾書（申請者が代表者であることを証する書類）の例	36
(8)	規約の作成例	37

2.	財産目録の作成例 .....	53
3.	規約変更時の各種様式等の作成例.....	54
	(1) 規約変更認可申請書（様式4）の作成例 .....	54
4.	告示事項変更時の各種様式等の作成例.....	55
	(1) 告示事項変更届出書（代表者の変更時） .....	55
	(2) 総会議事録の作成例（代表者変更時） .....	56
	(3) 承諾書（代表者であることを証する書類） .....	56
5.	不動産登記の特例に係る各種様式等の作成例.....	57
	(1) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式7）の作成例 .....	57
	(2) 公告申請書に記載する「申請不動産に関する事項」の記載要領 .....	58
6.	印鑑登録に係る各種様式作成例 .....	59
	(1) 認可地縁団体印鑑登録申請書（第1号様式）の作成例 .....	59
	(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第6号様式）の記載例 .....	60
7.	告示事項の証明書交付請求書の作成例.....	61
8.	委任状の作成例 .....	62
9.	認可地縁団体の合併に係る各種様式作成例 .....	63
	(1) 認可申請書の作成例.....	63
	(2) 合併に係る債権者保護手続終了届出書の記載例.....	64

# 第1章 制度の概要

## 1. 地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、良好な地域社会の維持・形成を目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された区・自治会・町内会等（以下、自治会等という。）のことを指します。

## 2. 地縁による団体の法的位置付けと目的

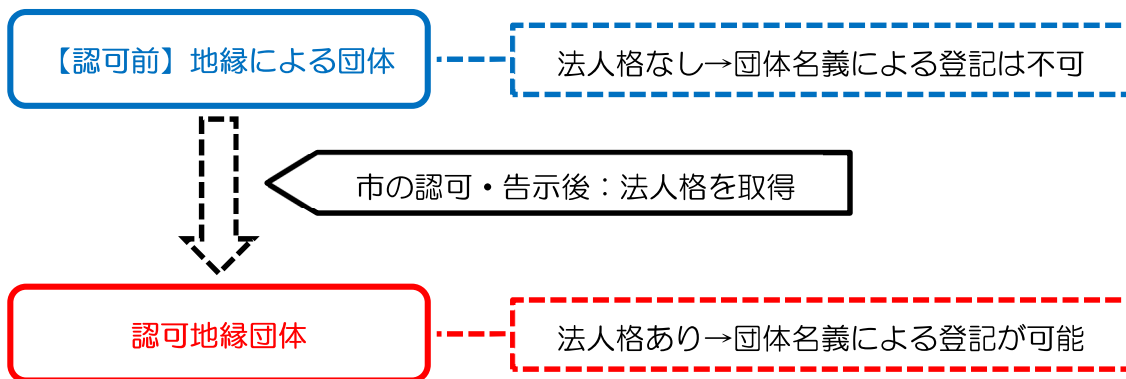
これまで地縁による団体は『任意団体』『権利能力なき社団』と法的に位置付けられ、自治会等の名義での登記ができないため、自治会等が保有する集会施設などの財産管理については、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」で登記されていました。

この場合・・・

- ◆ 登記名義人が死亡した場合に、相続人との間で所有権の争いが生じた。
- ◆ 登記名義人の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった。
- ◆ 共有として登記しているため、登記名義人が転出するたびに登記の変更を行う必要があり、手続きが面倒である。また、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまったなど、様々な問題が生じる。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治会等が一定の手続きを行い、市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することが可能となり、自治会等の名義で資産登記ができるようになりました。

市の認可により法人格を取得した自治会等を「認可地縁団体」といいます。法人格を得ることにより、自治会名で不動産登記ができるので、自治会長が交代したときも登記を変更する必要はありません。



## 第2章 認可申請手続き

### 1. 申請できる団体とは

「地縁による団体」とは、「町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で、その区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、認可地縁団体の申請をできる団体は、いわゆる自治会、町内会となり、次のような団体は対象となりません。

- ◆ 対象外①・・・住所の他に性別や年齢などの条件が必要な団体

【例】青年団、婦人会、老人会、子ども会など

- ◆ 対象外②・・・目的が限定的な活動を行う団体

【例】スポーツ少年団、伝統芸能保存会など

### 2. 認可の要件

以下の4項目が認可の要件となります。

#### (1) 目的

良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動（※）を目的とし、実際に行っていること。

※ 「良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動」とは、自治会等が実際に行っている活動を総称するもので、特段これまでと異なった活動をするものではありません。

例：回覧板等での住民相互の連絡、清掃及び美化活動、集会所の維持管理、防災及び防犯活動、市に対する要望等、防犯灯等の設置及び維持管理、レクリエーション活動等

#### (2) 区域

団体の区域が安定的であり、客観的に明確であること。自治会等の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できること。

### (3) 構成員

---

その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となる資格があり、実際にその相当数の者が構成員となっていること。

- ① 構成員は、「区域に住所を有する個人」で、区域に住所を有すること以外には、年齢、国籍等の条件は付けられません。
- ② 区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできません。
- ③ 構成員は、区域内に住所を有する「個人」に限られますが、区域内に住所を有する法人等の団体を、その自治会等の意思決定に参加することのできない賛助会員等とすることは構いません。
- ④ 構成員を「世帯」とすることは認められません。
- ⑤ 「その相当数の者が構成員となっていること」について、「相当数」とは、その区域の全住民の概ね過半数をいいます。

### (4) 規約

---

規約（会則）を定めていること。規約には次に掲げる事項を定めることが必要です。

・・・ 37～52ページ作成例を参照

#### ① 目的

「良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動」を行うことが目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

#### ② 名称

団体の正式名称を記載。特に制限はありませんが、既存の法人と誤認される恐れのある名称は、使用しないでください。

#### ③ 区域

区域は、その自治会が安定的に存在しているものとして判断されるものです。この認可を受けるために新たに区域を設定する等、区域が不安定な状態にある自治会に対し認可を行うことはできないとされています。区域はだれにとっても客観的に明らかでなければなりません。

#### ④ 主たる事務所の所在地

地番による記載のほか、〇〇集会施設又は代表者の自宅に置くことが一般的ですが、団体の事務所として会合等に最も適したところとすることが望まれます。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有するすべての個人が地縁による団体の構成員となり得ること、その地縁による団体は、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めておかななくてはなりません。

構成員の資格に関する事項として、少なくとも他に加入および脱退に係る手続き事項を定めてください。

⑥ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期及び職務の他に代表者に委任する事務がある場合には、その事項を定めてください。

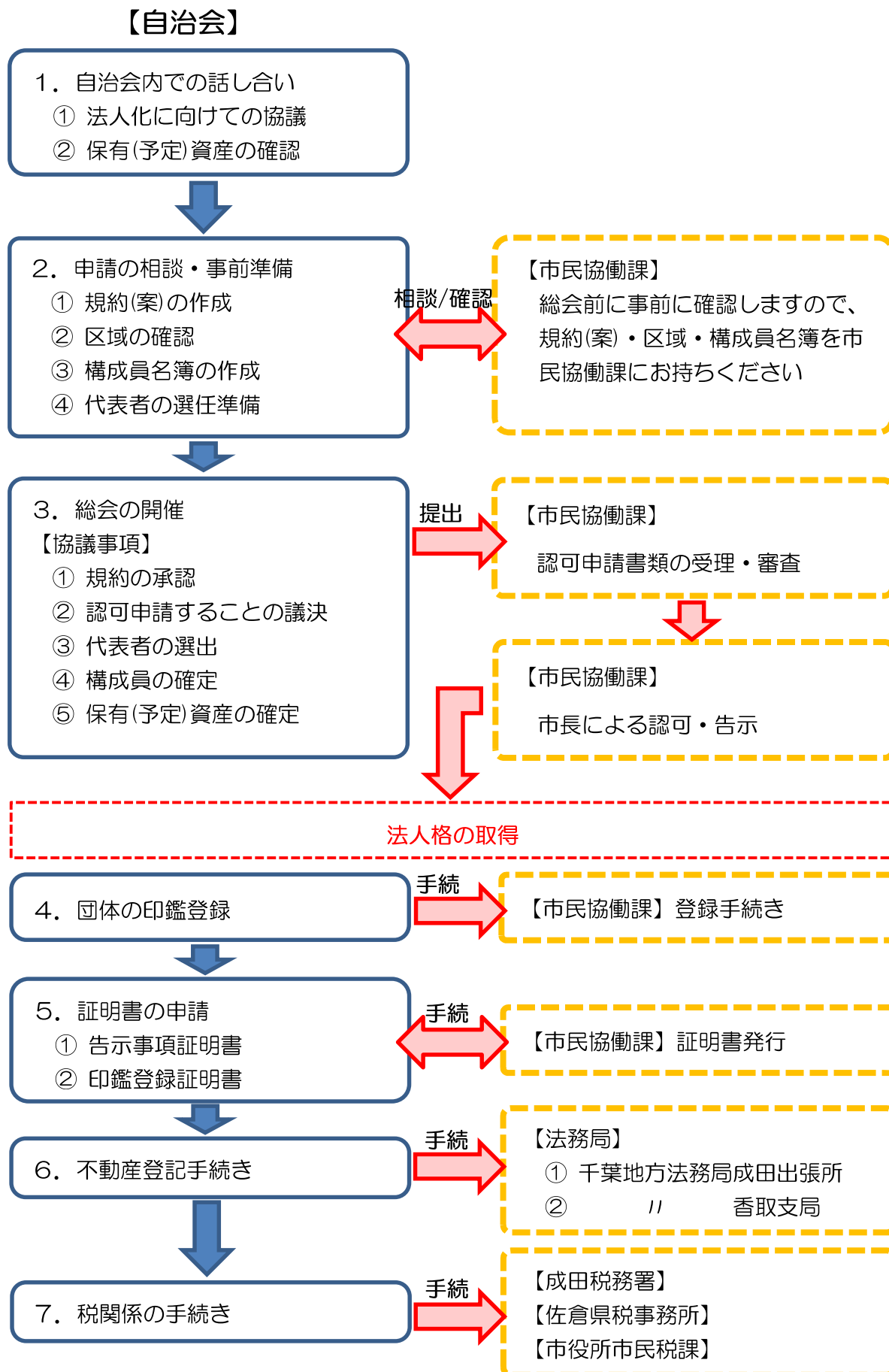
⑦ 会議に関する事項

団体の通常総会及び臨時総会、役員会の開催方法、議決方法及び議決事項を定めてください。

⑧ 資産に関する事項

積極資産（負債は含みません。）の構成、取得、管理、処分の方法を定めてください。資産の構成の定め方は、保有する動産、不動産及び金融資産をすべて掲げる方法や「この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する」とする方法も可能です。

### 3. 地縁団体の認可までの手続きの流れ



## 4. 認可申請時の提出書類

---

団体の代表者は、(1)～(8)の書類により申請をしてください。

### (1) 認可申請書(様式1)

---

・・・ 30 ページ 作成例を参照

### (2) 規約

---

地方自治法第260条の2第3項に従い、2-(4)の事項が記載された規約となります。  
既存の規約がある場合は、認可要件を満たすよう規約の改正をしてください。

・・・ 37～52 ページ作成例を参照

### (3) 総会議事録

---

以下の事項が記載された総会議事録の写し。議事録には、議長1名、議事録署名人2名の署名捺印が必要です。・・・ 31 ページ 作成例を参照

- ① 代表者の選出 ② 認可申請することの議決 ③ 規約の承認
- ④ 構成員の確定 ⑤ 保有(予定)資産の確定

### (4) 構成員名簿

---

すべての構成員の「氏名」「住所」が記載されていること。

### (5) 前年度事業報告書

---

実際に良好な活動を行っている事が分かる書類。総会で承認された事業報告書の写し。

### (6) 代表者の就任承諾書

---

・・・ 36 ページ 作成例を参照

### (7) 代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無の確認書

---

裁判所が行う代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任の有無を確認するものです。

### (8) 区域図

---

区域図として、住宅地図等に境界線を記入し、地縁団体の区域を明確にした図面。

## 5. 認可・告示

---

申請書類に基づき審査し、市長による認可(概ね2～3週間程度かかります)をもって自治会は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。また、市長は認可したことを告示することになっており、その告示により法人となったこと及び告示事項をもって第三者に対し対抗できるようになります。

市長が告示する主な内容は次のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 解散の事由
- ⑧ 認可年月日

## 6. 不認可の決定に対する異議申立て

---

不認可の処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

## 第3章 認可後の地縁団体

### 1. 認可地縁団体の性質

認可の有無に関わらず、地縁による団体の根本的な性格は「住民の自発的意思に基づく団体」ですが、認可地縁団体は法人格を取得しているという点で法的位置付けが変わり、権利能力を有することとなります。また、同時に認可を受けた団体として義務が発生します。

権利	<p>① 団体名義での資産登記</p> <p>不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。</p> <p>これにより、「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」での登記に起因するトラブルを防止することができます。</p> <p>ただし、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）が掛かります。</p>
	<p>② 団体名義での法律行為</p> <p>法人格の取得により、目的（地域的な共同活動）の範囲内において、団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。</p>
義務	<p>① 地方自治法の規定による運営・取扱い</p> <p>認可地縁団体の運営・取扱いについて、その一部が地方自治法で定められています。・・・詳細は次ページを参照</p>
	<p>② 税関係の手続きと納税義務</p> <p>認可後に県税事務所、市役所市民税課に法人の設立届を提出することとなります。</p> <p>また、法人として納税の義務を負います。</p> <p>収益事業を行わない団体は、登録免許税を除き減免となる場合があります。</p>
	<p>③ 変更の手続き</p> <p>団体の規約、告示事項（代表者や事務所等）が変更になった場合には、市への届出が必要です。それぞれ市の認可、告示により変更内容が対外的に有効となります。</p>

## 2. 地方自治法の規定による運営・取扱い

---

### (1) 団体の独立性 【法第 260 条の 2 第 6 項】

---

認可により行政機関の一部となることや、市の監督下に置かれることはありません。地縁による団体は認可の有無に関わらず、「住民の自発的意思に基づく団体」です。

### (2) 構成員について 【法第 260 条の 2 第 7 項～8 項】

---

正当な理由（その者が加入することで団体の目的・活動が著しく阻害される等）なく住民の加入を拒むことはできません。

また、構成員に対する不当な差別扱いも禁止されています。

### (3) 政治的中立 【法第 260 条の 2 第 9 項】

---

認可地縁団体を特定政党のために利用することは禁止されています。

### (4) 代表者の行為についての損害賠償責任 【法第 260 条の 2 第 15 項】

---

認可地縁団体は、代表者が職務を行う上で他人に損害を与えてしまった場合、賠償する責任を負います。

### (5) 財産目録の作成 【法第 260 条の 4】

---

認可申請時と年度終了時に財産目録を作成し、事務所に備置しなければなりません。

### (6) 構成員名簿の更新 【法第 260 条の 4 第 2 項】

---

構成員名簿を備置し、変更がある場合は更新しなければなりません。

### (7) 総会について 【法第 260 条の 13～法第 260 条の 19】

---

- ① 年 1 回以上の通常総会と、一定数の構成員から請求があった場合には臨時総会を開催しなければならない。
- ② 総会の開催の遅くとも 5 日前までに、会議の目的を示して周知しなければならない。
- ③ 規約で代表者や役員に委任したものを除き、団体の事務には全て総会の決議が必要。
- ④ 構成員の表決権は平等とすること。
- ⑤ 団体と特定の構成員との関係を議決する場合には、その構成員は表決権を有さない。

### (8) 代表者について 【法第 260 条の 5～法第 260 条の 10】

---

- ① 1 人の代表者を置くこと。
- ② 代表者は団体のすべての事務について代表権を有する。ただし、規約・総会の決議に反することはできない。

## (9) 総会の開催省略について 【法第 260 条の 19 の 2】

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行うこととされていますが、地方自治法第 260 条の 19 の 2 において、総会を開催せず書面又は電磁的方法による決議を行うことについて規定されました。(令和 4 年 8 月 20 日施行)

### (地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 1 項)

法律又は規約により総会において決議すべき場合において、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことについて、決議事項の内容と決議方法（電磁的方法による決議をしようとするときは、その用いる電磁的方法の種類及び内容も含む。）を示したうえで構成員に確認し、全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行う。なお、この場合は通常どおりの決議要件が適用される。

### (地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 2 項)

法律又は規約により総会において決議すべき事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされる。

### ※第 1 項と第 2 項の違い

第 1 項は、計 2 回構成員の意思を確認する必要がありますが、通常の議決要件が適用されるため、必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができます。第 2 項は 1 回の意思確認で足りませんが、全員の賛成がなければ可決することができません。

なお、法第 260 条の 19 の 2 第 1 項又は第 2 項に基づき、総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行った場合は、「総会で議決したことを証する書類（例：総会の議事録）」に代えて、「書面又は電磁的方法により議決したことを証する書類（例：書面表決の結果に関する構成員への周知文書）」などを提出してください。

### 3. 税制上の取扱い

#### (1) 法人の設立届

認可を受けた地縁団体は、法人の設立に関する下記の書類を提出してください。

提出先	提出書類	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
成田税務署	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人設立届出書</li> <li>収益事業開始届出書 (収益事業開始の届出)</li> </ul>
佐倉県税事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立等に関する申告書 (設立の届出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立等に関する申告書 (収益事業開始の届出)</li> </ul>
成田市役所 市民税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立等に関する申告書 (設立の届出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立等に関する申告書 (収益事業開始の届出)</li> </ul>

#### (2) 認可地縁団体への課税

認可地縁団体は下表のとおり納税の義務を負います。ただし、「税目」や「収益事業の状況」によって減免措置が適用となる場合があります。

※ 地縁団体の「収益事業」の範囲については「法人税基本通達第 15 章」で定められています。

個々の事例が収益事業に該当するかについては、成田税務署までお問合わせください。

税目		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税 (登記の際)	課税	課税
県税	法人県民税	法人税割：非課税 均等割：課税 【減免措置あり】	法人税割：非課税 均等割：課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 【減免措置あり】	課税
市税	法人市民税	法人税割：非課税 均等割：非課税	法人税割：課税 均等割：課税
	固定資産税	課税 【減免措置あり※】	課税 【減免措置あり※】

※ 一定の条件を満たす必要がありますので、詳しくは市役所資産税課へお問合わせください。

### (3) 税に関する問い合わせ

税額や減免措置、必要書類等についての詳細は、各担当機関にお問い合わせ下さい。

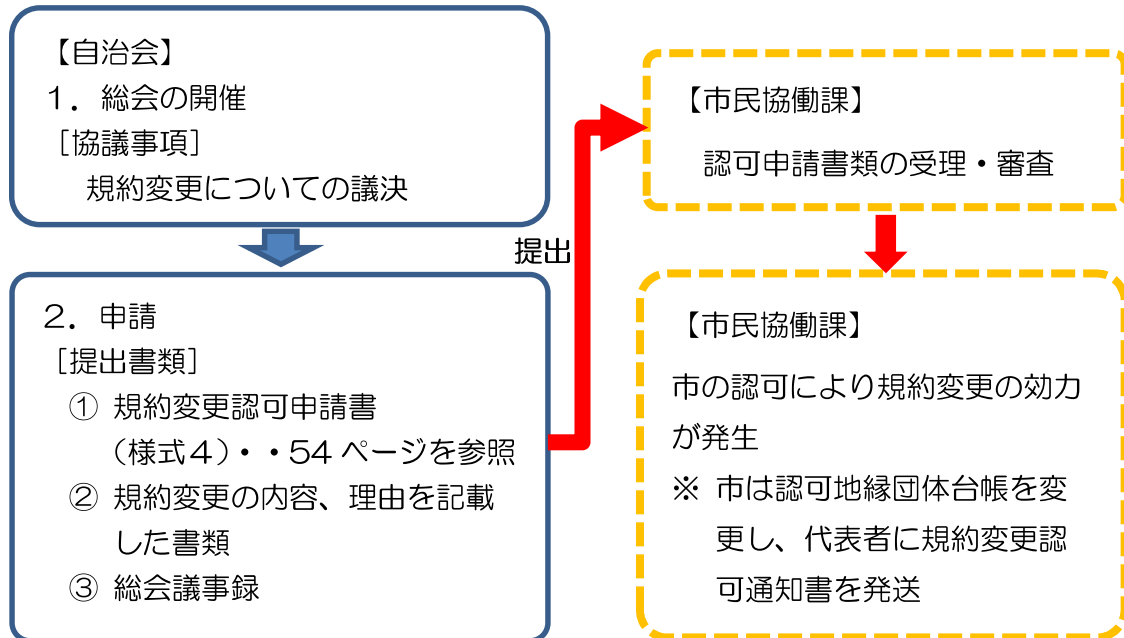
機関名	取扱税目	連絡先
成田税務署	法人税	電話 0476-28-5151
千葉地方法務局成田出張所 (旧成田市域の場合)	登録免許税	電話 0476-23-2313
千葉地方法務局香取支局 (旧下総町域・旧大栄町域の場合)	登録免許税	電話 0478-52-3391
佐倉県税事務所	法人県民税 法人事業税 不動産取得税	電話 043-483-1115
成田市役所市民税課	法人市民税	電話 0476-20-1513
成田市役所資産税課	固定資産税	電話 0476-20-1514

## 4. 変更の手続き

### (1) 規約の変更手続き

団体の規約を改正する場合にも、市に届け出を行う必要があります。なお、改正後の規約は、市の認可により対外的に有効となります。

#### ※ 手続きの流れ



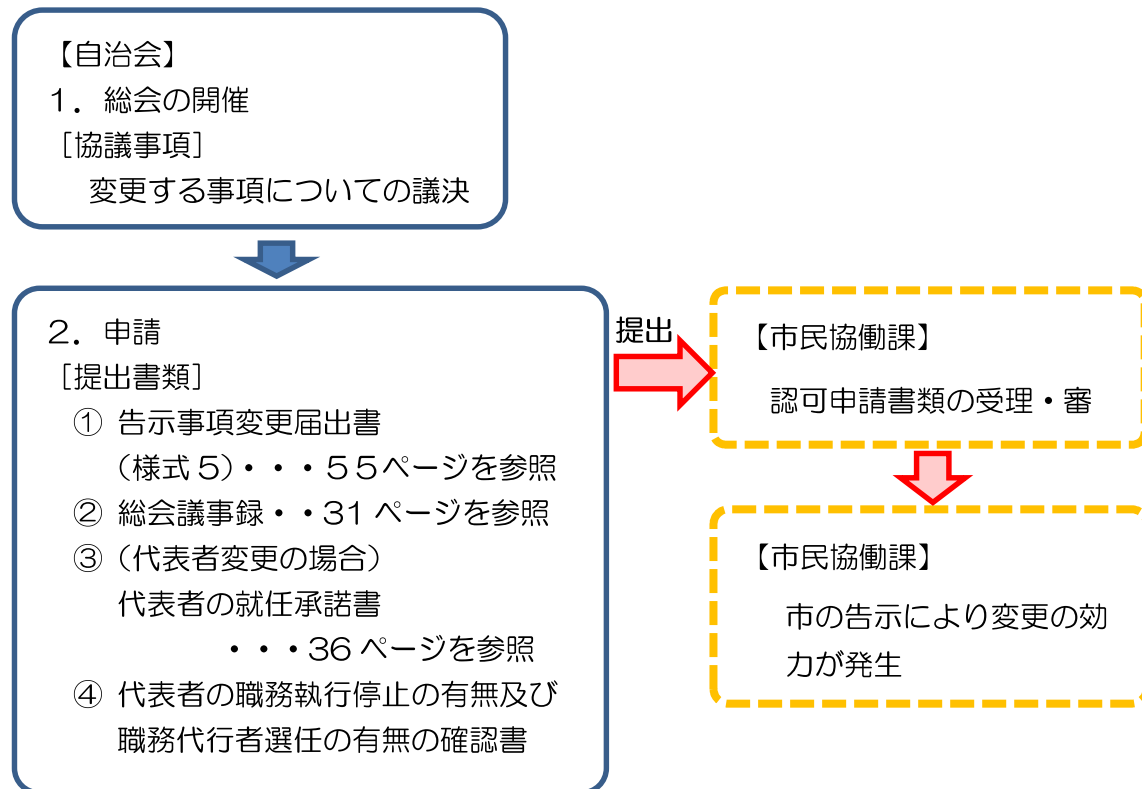
### (2) 告示事項（代表者・事務所等）の変更手続き

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項（※）」の内容に変更が生じた場合、市に届け出を行わなければなりません。なお、変更事項は、市の告示により対外的に有効となります。

#### ※ 告示事項とは・・・

- ① 名称
- ② 規約で定める目的
- ③ 区域
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無(有の場合はその氏名・住所)
- ⑦ 代理人の有無（有の場合はその氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散の事由を定めている場合は、その事由
- ⑨ 認可年月日

※ 手続きの流れ



## 5. 不動産登記について

---

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（千葉地方法務局成田出張所または香取支局）での手続きが必要です。

登記に際しては、市役所が発行する「告示事項証明書」「印鑑登録証明書」（※23 ページ参照）のほか、法務局が定める必要書類の提出が必要です。詳細については、法務局に確認してください。

なお、登記の際には登録免許税（贈与による所有権の移転の場合「固定資産評価額×1000分の20」で算出）が掛かります。固定資産評価額については、評価額証明書により確認いただくこととなりますが、証明書発行に際しては、事前に市役所資産税課に確認をお願いします。

## 6. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

---

### (1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

---

認可地縁団体が所有する多数の共有名義の不動産において、その登記名義人が既に故人となっていて相続人の確定が困難なために所有権の移転登記に支障をきたしていました。

この問題を解決するため、平成27年4月1日より地方自治法が改正され、一定の要件を満たした認可地縁団体の所有する不動産については、市区町村長が一定期間「認可地縁団体に申請不動産を登記する」ことを公告し、異議がなければ、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

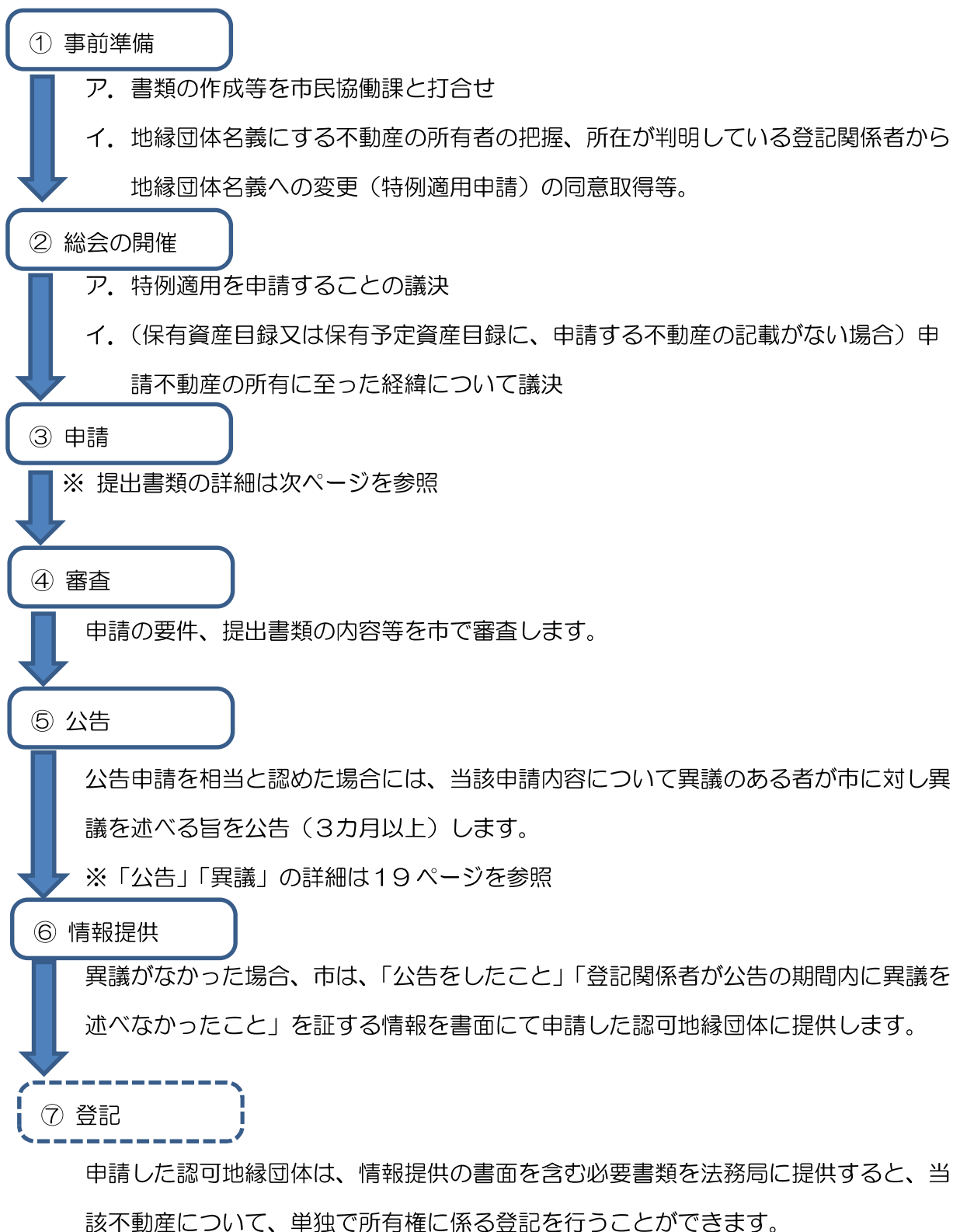
### (2) 申請の要件

---

次の4つの要件を全て満たした場合に限り、公告の申請を行うことができます。

- ① 申請する不動産を当該認可地縁団体が所有していること
- ② 申請不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ③ 申請する不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④ 不動産の登記関係者（表題部所有者・所有権の登記名義人・これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

### (3) 手続きの流れ



(4) 申請時の提出書類等

提出書類	内容
① 登記公告申請書（様式 7）	※ 57 ページを参照
② 不動産登記事項証明書 [全部事項証明書]	申請不動産を管轄する法務局にて発行
③ 保有資産目録	認可申請時に市に提出したもの ※ 認可申請時の保有資産目録に申請不動産の記載が無い場合 → 申請不動産の所有に至った経緯等について確認できる総会資料、総会議事録等
④ 申請者が代表者であることを証する書類	□1 代表者の決定を行った総会の議事録の写し □2 代表者を受託した旨の承諾書
⑤ 申請不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有している事実を疎明するに足りる資料	□1 申請不動産を管理しているとわかる事業報告書等 □2 上記「□1」のほか以下の資料 (ア) 公共料金の支払領収書 (イ) 閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本 (ウ) 旧土地台帳の写し (エ) 固定資産税の納税証明書 (オ) 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等 ※ 上記「□1」及び「□2」の資料の入手が困難な場合 □3 入手が困難な理由書 □4 精通者等の証言を記載した書面や認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等
⑥ 登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員である(又はかつて構成員であった)ことを疎明するに足りる資料	次のいずれかの資料 □1 認可地縁団体の構成員名簿 □2 市で保管する地縁団体台帳 □3 (申請不動産が墓地の場合)墓地の使用者名簿 ※上記「□1～3」の資料の入手が困難な場合 □4 入手が困難な理由書 □5 申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等

提出書類	内容
⑦ 登記関係者（表題部所有者・所有権の登記名義人・これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと ※ 少なくとも1人	次のいずれかの資料 <input type="checkbox"/> 1 市長が、「住民票」および「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書※） ※ 市役所市民課にて発行 <input type="checkbox"/> 2 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛ての配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面 <input type="checkbox"/> 3 精通者等が「登記関係者の現在の所在を知らないこと」についての証言を記載した書面

## (5) 公告

公告申請を相当と認めた場合には、申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者が、市に対し異議を述べる旨の公告を市が行います。公告は、市の掲示場・ホームページにより行い、期間は3カ月を下回ってはならないこととされています。

※ 公告する主な内容は・・・

- ① 名称    ② 区域    ③ 事務所
- ④ 申請不動産に関する事項
  - ア. 建物…名称、延床面積、所在地
  - イ. 土地…地目、面積、所在地
  - ウ. 登記名義人の氏名、住所
- ⑤ 異議を述べることのできる者の範囲
- ⑥ 異議を述べる期間および方法

## (6) 異議

異議を述べることができるのは、申請不動産の所有権に関わりのある登記関係者等（①所有者、②所有権の登記名義人、③相続人、④所有権を有することを証明できる者）に限られます。

異議があった場合、市長は、異議が提出された旨および異議の内容を記載した通知書を申請者に送付し、公告の手続きを中止します。

## (7) 異議が無かった場合の手続き

---

公告の結果、異議を述べる者が現れなかった場合には、認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされます。

### ① 情報提供

異議がなかった場合、市は、「公告をしたこと」「登記関係者が公告の期間内に異議を述べなかったこと」を証する情報（以下「証する情報」という。）を書面にて申請した認可地縁団体に提供します。情報の提供には、1通300円の手数料がかかります。

### ② 登記の手続き

証する情報の提供を受けた認可地縁団体は、申請情報（不動産登記法第18条に規定する申請情報をいう。）と証する情報を併せて登記所に提供すると、当該不動産について、所有権の保存の登記を申請することができるのと同時に単独で所有権の移転登記を行うことができます。

## (8) 不動産登記の留意事項

---

当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記について、不動産登記法に則った手続きをとることが困難なものに特例を設け、認可地縁団体のみでの登記の申請を可能とするものです。ただし、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

## 7. 認可地縁団体の印鑑登録

---

印鑑登録は、不動産の登記等の申請時に認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度で市民協働課において団体の印鑑登録ができます。

### (1) 印鑑登録の申請者

---

印鑑登録に関する諸手続きの申請者は次のとおりです。

- ① 認可地縁団体の代表者
- ② 裁判所の選任する職務代行者
- ③ 地方自治法の規定による仮代表者、特別代理人、清算人

### (2) 印鑑登録の申請手続き

---

#### ① 必要書類等

ア. 認可地縁団体印鑑登録申請書（第 1 号様式）・・・59 ページを参照

イ. 登録する認可地縁団体の印鑑

ウ. 申請者（代表者等）個人の実印

エ. 印鑑登録証

オ. 申請者の身分を確認できるもの（運転免許証等）

※ 代理人による申請の場合は次のものがが必要です。

- ・ 委任状（申請者[代表者等]の署名、押印のあるもの）・・・62 ページを参照
- ・ 代理人の身分を確認できるもの（運転免許証など）

#### ② 登録できない印鑑

ア. ゴム印その他の変形しやすいもの

イ. 印影の大きさが、1 辺の長さが 8 mm の正方形に収まるもの

ウ. 1 辺の長さが 30 mm の正方形に収まらないもの

エ. 印影を鮮明に表わしにくいもの

オ. 上記に掲げるほか、不相当と認めるもの

### (3) 印鑑登録廃止の申請手続き

---

登録を廃止する場合や登録した印鑑を紛失した場合は登録廃止の申請を行ってください。

#### ① 登録を廃止する場合

##### 【必要書類】

- ア. 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第3号）
- イ. 登録した団体の印鑑

#### ② 印鑑を紛失した場合

##### 【必要書類】

- ア. 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第3号）
- イ. 申請者個人の実印

## 8. 各種証明書等の発行

---

認可地縁団体に係る各種証明書が必要な場合は、市民協働課に申請してください。

なお、各証明書は決裁や審査の都合上、数日かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### (1) 告示事項証明書

---

① 請求者

告示事項証明書はどなたでも請求することができます。

② 必要書類等

・ 証明書交付請求書・・・61ページを参照

③ 手数料

1 通 300 円

### (2) 印鑑登録証明書の発行

---

① 申請者

印鑑登録証明書は、認可地縁団体の代表者または代理人（要委任状）以外は請求できません。

② 必要書類等

ア. 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第6号様式）・・・60ページ参照

イ. 登録した団体の印鑑

ウ. 申請者（代表者）個人の印鑑（認印可）

※ 代理人による申請の場合は次のものが必要です。

・ 委任状（申請者[代表者]の署名、押印のあるもの）・・・62ページ参照

・ 代理人の身分を確認できるもの（運転免許証など）

③ 手数料・・・1 通 300 円

### (3) 不動産登記の特例に係る公告結果の情報提供

---

認可地縁団体の所有する不動産について、市長が一定期間「認可地縁団体で申請不動産を登記する」ことを公告します。これに異議がなかった場合、市は、「公告をしたこと」「登記関係者が公告の期間内に異議を述べなかったこと」を証する情報を書面にて申請した認可地縁団体に提供します。情報の提供には、1 通 300 円の手数料がかかります。

## 第4章 他の認可地縁団体との合併

### 1. 認可地縁団体同士の合併

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。

合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要であり、2ページ「2 認可の要件」を満たしていなければなりません。

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。

いわゆる「吸収合併」と「新設合併」の手続の流れを27～28ページに示していますので、ご参照ください。

新設合併の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければなりません。※選任方法は任意。

### 2. 総会の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の認可を申請することについての決議が必要になります。（総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。）

吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

### 3. 認可の申請

合併しようとする各認可地縁団体の代表者は、認可申請書（63ページ参照）に次に掲げる書類を添えて、市民協働課に提出してください。

なお、吸収合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請と合わせて規約変更の認可申請も行う必要があります。

#### (1) 合併後の認可地縁団体の規約

2-（4）に記載されている事項がもれなく規定（37～52ページ参照）されていなければなりません。

## (2) 認可申請について各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

---

規約に定められた手続きにより開催された総会の議事録を添付してください。議事録には、「合併の認可申請を行うこと」を総会で決議した記載と、議長及び議事録署名人の署名又は記名・押印が必要です。(コピーでも可。ただし、原本の確認をさせていただきます。)

※議事録には、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれていることも必要です。

※議事録署名人の人数は各認可地縁団体の規約によります。

## (3) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

---

構成員全員の氏名及び住所が記載されているものであれば、様式は問いません。

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的として活動しており、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

---

例えば以下のものが考えられますが、これらに限られるものではありません。

- 合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打合せの議事録
- 合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動(例えば地域の清掃など)の活動記録

## (5) 合併しようとする各認可地縁団体の規約

---

## (6) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

---

例えば、告示事項証明書などが挙げられます。

## (7) 区域図

---

地形図、住宅地図等で、規約で定める区域が確認できる図面を添付してください。

#### 4. 合併後の地縁団体の認可

---

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可をし、その旨を申請者に通知します。

#### 5. 合併に係る債権者保護手続（地方自治法260条の40～41）

---

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録（様式2）を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間（2か月以上）内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

※債権者による期間内の異議がなければ、合併を承認したものとみなします。

※債権者による異議があれば、団体は債権者に弁済等を行わなければなりません。

#### 6. 債権者保護手続終了の届出

---

5. の手続きが終了した後、合併する各認可地縁団体は共同して届出書（64ページ参照）に、別添書類（64ページ参照）を添えて、市民協働課に提出してください。

#### 7. 合併の告示

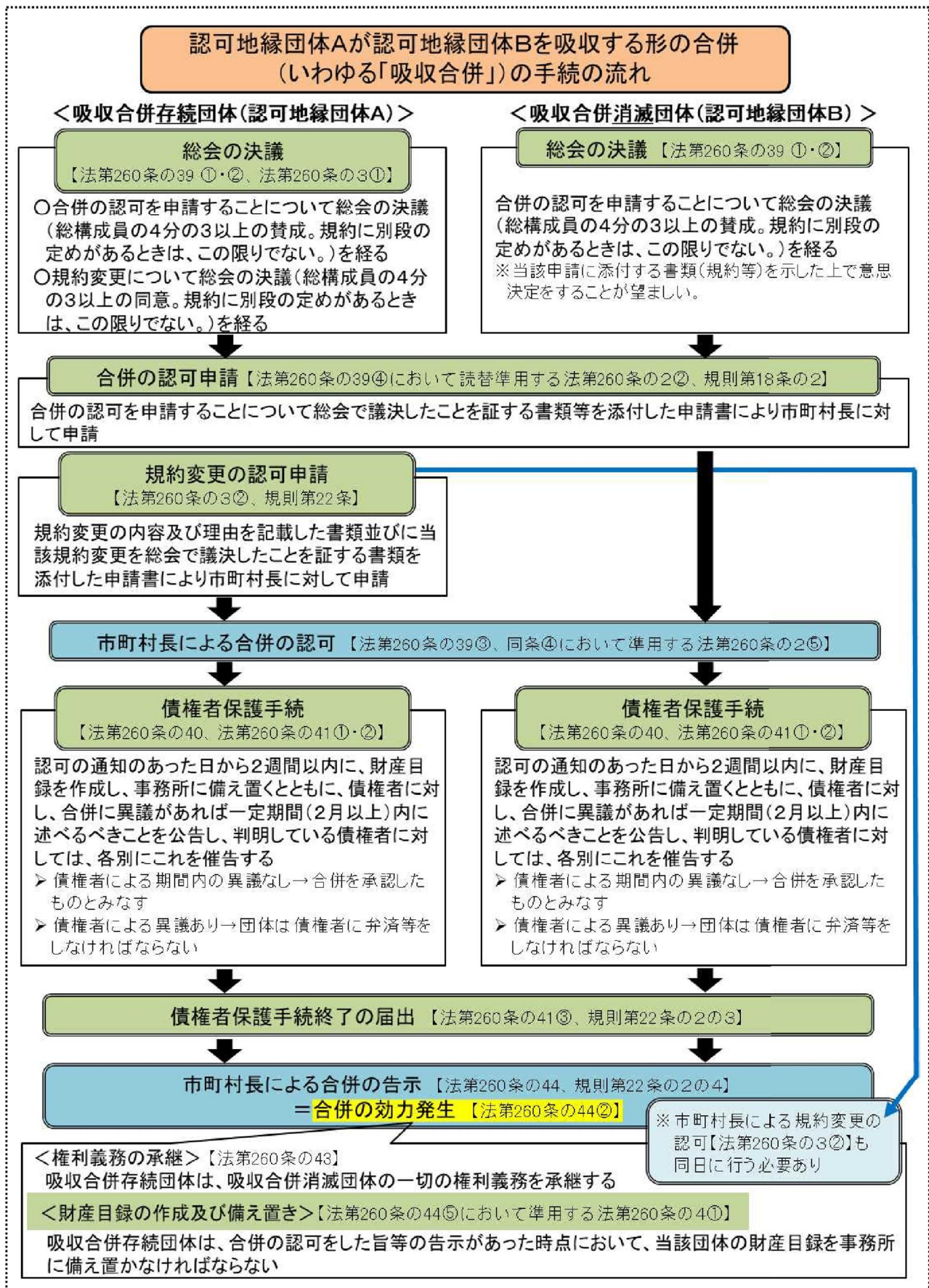
---

市長は、届出を受理後、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し地縁団体台帳に記載します。

合併の認可を受けても、告示があるまでは、第三者に対抗することはできません。

吸収合併の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付で行います。

(注) 図中の丸番号は項番号



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを  
設立する形の合併(いわゆる「新設合併」)の手続の流れ

<新設合併消滅団体(認可地縁団体A)>

<新設合併消滅団体(認可地縁団体B)>

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任\*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】(\* 選任方法は任意)

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る  
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

総会の決議【法第260条の39 ①・②】

合併の認可を申請することについて総会の決議(総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。)を経る  
※当該申請に添付する書類(規約等)を示した上で意思決定をすることが望ましい。

合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請

市町村長による合併の認可【法第260条の39③、同条④において準用する法第260条の2⑤】

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続

【法第260条の40、法第260条の41①・②】

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間(2月以上)内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する

- 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
- 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】

市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】

= 合併の効力発生【法第260条の44②】

<権利義務の承継>【法第260条の43】

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

## 第5章 認可の取り消しと解散

### 1. 認可の取り消し

認可地縁団体が次のいずれかに該当する場合は、市長は認可を取り消すことがあります。

- ① 認可地縁団体がその目的を営利目的、政治目的等に変更となった場合
- ② 認可地縁団体が相当の期間にわたって活動していない場合
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めなかった場合
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなった場合
- ⑤ 地縁団体の代表者、構成員または第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けた場合
- ⑥ 不正な手段により認可を受けたとき

### 2. 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次のいずれかに該当するとき、解散することになります。法人として破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなります。

- ① 規則に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産したとき
- ③ 認可が取り消されたとき
- ④ 総構成員の4分3以上の承諾による総会の決議があったとき
- ⑤ 構成員が欠けたとき